

令和5年 第6回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和5年5月24日（水）

令和5年 第6回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和5年5月24日（水） 15時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階 第3会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 槇光子 廣崎真美
- 4 参与職員 日高智子 園田恵津子 田村智宣 久保田恭史 山内寿朗
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 ただいまより、令和5年5月17日付小林市教育委員会告示第8号で招集されました令和5年第6回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。報告第13号、令和5年第3回市議会臨時会5月議会について説明をお願いします。

日高部長 報告第13号、令和5年第3回市議会臨時会5月議会についてご報告いたします。2ページをお開きください。
令和5年第3回小林市議会臨時会の会期及び審議日割表をつけております。5月15日及び16日の2日間の日程で開催されました。

1日目につきましては、今回選挙後の初めての議会ということで、正副議長の選挙、各委員の選任等がありました。資料としましては、3ページに議会の構成表を添付しておりますので、後程ご確認ください。

また、2日目の16日ですが、報告案件といたしまして専決処分の承認、議案として、令和5年度小林市一般会計補正予算及び監査委員の選任について審議をされたところです。教育部の関係部分につきましては、審議日程表(3)議案第40号令和5年度小林市5月補正予算についてでございましたので、これについてご報告をさせていただきます。

先月の定例教育委員会でもご説明をさせていただいたところですが、今回の5月議会には、小林学校給食センターの管理事業費の臨時としまして、小林学校給食センターのボイラーを更新する工事請負費の1,228万7千円を計上したところです。4ページをご覧ください。

小林学校給食センター管理事業費（臨時）に係る資料を添付しております。小林学校給食センターの配食状況とボイラーの不具合の状況、更新スケジュールについて資料として議会に提出したものでございます。

このことにつきまして、議員の2名から質問がありました。6ページと7ページに答弁の報告を添付しております。

まず6ページでございます。永野議員より、ボイラー2基の更新について、なぜ当初予算に計上しなかったのか、との質問がございましたので、私の方から、令和6年度に更新予定でありましたけども、4月に入り稼働するまでに時間がかかるといったことがありましたので、緊急に交換しなくてはならないと判断しましたと答弁しております。

また、ボイラーの耐用年数と設置台数はいくつか、との質問がございましたので、私の方から、ボイラーの耐用年数は通常ですと学校給食センターでは8年から10年となっております。また小林学校給食センターのボイラーの設置台数は2基ですと答弁しております。

次に7ページです。野田議員より、ボイラーのメンテナンスは毎年どれくらいの頻度で行っているか、との質問がありまして、スポーツ振興課長より、年間のメンテナンスは3月に実施しておりますと答弁しております。さらに、不具合の件数は何件あったかの質問に対しまして、4月に入ってから4回程度、朝の稼働に時間がかかるといった報告がきていますと答弁しております。

以上が質疑の内容でございました。今回の補正予算につきましては、一審議により全員一致で議決をされたところですので。以上で令和5年第3回市議会臨時会5月議会についての報告を終わります。

中屋敷教育長　ご質問はありますでしょうか。

よろしいですか。(はい)

次に、報告第14号、令和5年度奨学生選考委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

園田学校教育課長　報告第14号についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

令和5年度小林市奨学生選考委員会委員8名を載せております。

本来であれば4月の定例教育委員会でご提案するべきものでございますけ

れども、名簿の7番と8番の方につきまして、各団体に推薦依頼をしておりましたが、4月の定例教育委員会には間に合わせることはできませんでした。次の報告第15号で出てまいります。選考委員会を5月2日に開催するにあたりまして、選考委員を委嘱しなければなりませんので、教育長専決で委嘱をさせていただきました。報告は以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。ご質問はありますか。

よろしいでしょうか。(はい)

次に、報告第15号、令和5年度小林市奨学生の決定について説明をお願いします。

園田学校教育課長 報告第15号についてご説明いたします。10ページですけれども、奨学金貸与条例に基づきます奨学金に関することは、小林市教育委員会教育長事務委任規則によりまして、教育長委任事務でございますので、この令和5年度小林市奨学生の決定については報告となっております。11ページをご覧ください。

まず奨学金貸与者及び申請状況について、平成30年度からの状況をお示しております。本年度の申請者数につきましては、令和5年度の列になりますけれども、7名の申請がありました。

奨学金の選考基準としましては、中ほどにありますように学業成績、人物、健康、家庭状況の4項目となっております。選考委員会を5月2日に開催しまして、奨学生選考審査をしていただき、5名に適當の判定をいただいたところでございます。2名につきましては、選考基準を満たしていない部分がありましたので、不採用の判定となりました。

12ページに令和5年度奨学生採用予定一覧を載せておりますとおり、今年度は大学生が5名となったところでございます。説明は以上です。

大部菌教育長職務代理者 今回は不採用になった方が2名ということで、残念だなと思います。それから奨学金の返還の状況について教えて下さい。

園田学校教育課長 令和5年4月1日現在の状況ですけれども、令和5年度の現年度分が26件で261万円、過年度分が20件で443万6千円となっております。

大部菌教育長職務代理者 返還が滞ってるとか、回収ができてない方はいますか。

園田学校教育課長 定期的に償還がない方につきましては、まず本人に連絡をします。そ

それでも反応が無い場合は、保証人の保護者に連絡をとります。それでも反応が無い場合は、保護者以外の保証人の方に連絡をとりますが、今年度になって全く連絡がないという方が2名いらっしゃいます。この方につきましては、今後、対応方法を考えていきたいと思えます。

楨教育委員 今までもこのように返還できていない方、滞ってる方はいらっしゃいましたか。

園田学校教育課長 連絡がなかなか来なくて返還が遅れているという方はいらっしゃいましたが、全く連絡がないという方はほぼいらっしゃらない状況です。ただ、この2名の方が今年度連絡がとれていないという状況がありますので、ここについては、対応を考えていかなければいけないと思えます。

大部菌教育長職務代理者 返還をする時に、例えばコロナの影響で仕事にうまくつけなかったとか、経済的に困難とか、そういう方ももしかしたらいらっしゃるかもしれませんが、そういう時は、減額して返還の方法を少し変えるとかできますか。

園田学校教育課長 連絡をいただければ、一月の返還額を少なくするなどの相談を受けることはできますが、まだ連絡がとれていない状況ですので、今後の検討事項です。

大部菌教育長職務代理者 そうですね。そこはやはり連絡が最低限のマナーだと思います。利息なしで貸していますので、そこは守っていただきたいですね。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは続いて報告第16号、令和5年度小林市西小林地区学校施設整備検討会議委員の委嘱について説明をお願いします。

園田学校教育課長 それでは14ページをお開きください。令和5年度小林市西小林地区学校施設整備検討会議委員の委嘱についてご報告いたします。

こちらに検討会議委員の17名を載せております。こちらも本来なら、4月の定例教育委員会でご提案するべきものでございましたけれども、5番、6番、7番、9番の方につきまして、各団体に推薦依頼をしておりましたが、4月の定例教育委員会に間に合わせることはできませんでした。

5月23日に会議を開催するにあたりまして、委員の委嘱をしなければなりませんので、教育長専決ということで委嘱をさせていただきました。

この小林市西小林地区学校施設整備検討会議につきましては、老朽化した西小林地区の学校施設について、今後の整備のあり方を検討するというこ
とで、令和4年度に設置をしております。この会議の中で、昨年度は、西
小林地区の学校施設の現状や統廃合に対する考え方につきまして、西小林
地区の地域の方や、地区内の小中学校に通う児童生徒、保護者、教職員、
保育園の保護者へのアンケート調査を行いまして、意見の集約を行ったと
ころです。

今年度は地域の実情や課題を踏まえ、さらに様々な視点から今後の学校施
設整備について検討していただいて、意見書としてまとめていくこととし
ております。説明は以上です。

大部 菌教育長職務代理者 今年度は何回会議をされる予定ですか。

園田 学校教育課長 今年度は先日第1回の会議を行いまして、その後7月に視察研修を行
う予定にしております。その後、8月から意見書について協議を深めてい
きまして、8月以降に4回予定をしておりますけれども、必要に応じて回
数が増える可能性もあります。

中屋敷 教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案に入ります。議案第31号 小林市立小学校及び中学校通学
区域審議会条例等の一部改正について説明をお願いします。

園田 学校教育課長 議案第31号 小林市立小学校及び中学校通学区域審議会条例等の一
部改正について、承認を求めるものでございます。

16ページをお開きください。こちらが条例の改正案になりますけれども、
今回、第1条から第5条にあります条例を一括で改正するものでございま
す。改正内容につきましては、17ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらにありますとおり、表の右側が現行の状況になりますけれども、学
校教育課、教育委員会事務局、教育委員会という組織名にアンダーライン
を引いておりますが、こちらを左側の段にありますとおり、いずれも教育
部という組織名に改めるものでございます。

この改正の理由ですけれども、本市の教育委員会の組織につきましては、
部については、小林市の政策推進における組織及びその任務に関する条例
で定めておりまして、課については、小林市教育委員会の事務局の組織に

関する規則で定めております。

自治体の例規におきましては、条例と規則では、条例の方が上位とされております。ですので、今後、市としては、各条例で本市の事務組織を引用する場合には、政策推進条例で定めている部の名称を引用することと整理をするために改正を行うものでございます。

このため教育委員会が所管する条例で引用する組織名につきましては、この政策推進条例で規定している教育部と改めるものでございます。

説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 31 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして議案第 32 号 小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第 32 号 小林教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について、承認を求めるものでございます。19 ページになります。

平成 27 年 4 月 1 日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行された際に、同法の条ずれに伴う改正がされておりましたので、今回ここにありますとおり、第 1 条中第 18 条第 2 項を、第 17 条第 2 項に改めるものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 32 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

議案の最後です。議案第 33 号 令和 5 年第 4 回市議会定例会 6 月議会の議決を経るべき議案の原案の決定について説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第 33 号 令和 5 年第 4 回市議会定例会 6 月議会の議決を経るべき議案の原案について、承認を求めるものでございます。

21 ページをお開きください。

こちらに掲載しておりますのが、学校教育課の6月の予算要求総括表になりますけれども、補正予算として1件計上しております。内容は、小学校県指定研究校配分経費 8万6千円でございます。

令和5年度に県の小学校体育専科教員加配措置校実践研究の指定校として、三松小学校が指定されたことに伴う経費を増額補正するものでございます。財源は全額県の委託金を活用することになっております。

補正予算は以上になりますけれども、本日お配りをしました、財産の取得についてという資料をご覧ください。

令和5年3月に株式会社ミヤザキ様からいただきました寄附金を活用して、小・中学校に電子黒板、大型モニター、固定式プロジェクターなどの大型提示装置を整備する予定としておりますが、この取得する財産の予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法及び小林市の条例によりまして、議会の議決が必要でありますので、議案について教育委員会の承認を求めるものでございます。

まず資料の1番になりますけれども、この提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を要するというもので、提案をすることとなっております。

2番の取得財産につきましては、G I G Aスクール構想に伴う小林市立小学校、中学校の授業用の大型提示装置になります。

3番の目的ですけれども、このG I G Aスクール構想に伴って、効果的なI C T教育環境の整備を図るためとなっております。

次に4番の取得台数ですけれども、それぞれ小・中学校合わせまして、電子黒板が113台、大型モニターが106台、固定式プロジェクターが13台となっております。各学校ごとの内訳は、別紙で付けております。

次に5番の契約の方法ですけれども、今回、条件付一般競争入札を行いました。この条件につきましては、①市内に事業所又は営業所を置き、トラブル発生時には速やかに機器の不具合解消を行える業者であること。②小林市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に定める

入札参加資格者名簿に登載された業者であること。この2つを条件としまして、一般競争入札を行ったところです。

6番の契約金額ですけれども、こちらが税込みで合計5,271万4千2百円となっております。

7番の契約の相手方ですけれども、5月19日に入札を行いまして、落札業者が決定しました。業者名が有限会社 山下事務機となっております。

8番のスケジュールということで、5月25日に、落札業者と仮契約を行いまして、7月4日の議決後に本契約となる見込みです。

学校教育課の説明は以上です。

久保田社会教育課長 続きまして社会教育課分です。資料の22ページをお願いいたします。社会教育振興事業費（臨時）でございます。

こちらにつきましては、令和5年度当初予算に予算要求をいたしまして議決をいただいておりますが、並行しまして県の方に補助金の要望をあげておりました。5月になりまして、交付決定の通知がありましたので、今回、予算の組替えということで議案をあげさせていただくものでございます。当初、一般財源をすべて充当した形で210万円の予算で、歳出は謝礼金、消耗品、印刷費等を計上しておりましたが、県の補助金が2分の1交付されるということになりましたので、一般財源が2分の1の105万円ということになっております。

この補助事業の内容としましては、コロナで色々な事業ができなくなったものを復活させるために活用して欲しいということと、行政が直接事業を行うのではなく、各種団体が実施をするということが交付要綱に謳ってございます。ですので、今回この予算は全て郷土芸能フェスティバルに係る予算でございまして、郷土芸能保存会連合会の方に委託料としてすべてお願いして事業を実施するというので、歳出も予算を委託料に全て組替えて、今回ご提案をするものでございます。説明は以上でございます。

山内スポーツ振興課長 続きましてスポーツ振興課分です。23ページをお開きください。

元気なみやざきっ子食育推進事業費ということで、この事業につきましては県からの委託事業でありまして、県内で6校、当市としましては南小学校が指定を受けたところでございます。

事業目的としましては、コロナ禍における児童生徒の健康づくりのために地域の方々と協働し、肥満や偏食等の食に関する健康課題の解決を図るとともに、食を通じた生活習慣の改善や、学校における食育を推進することを目的としております。予算額は20万円で、財源は県からの委託金です。予算の内訳としましては、講師謝礼金、講師の旅費、消耗品、備品借上料となっております。説明は以上です。

大部 菌教育長職務代理者 株式会社ミヤザキ様からの寄附金で購入する大型提示装置の入札は、何社入札に参加されましたか。

園田 学校教育課長 参加者は1社になっております。

中屋敷 教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第33号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

最後に、次回の日程をお願いします。

池北 調製職員 次回の開催についてですが、6月22日木曜日午後3時30分から、市役所3階 第3会議室で開催したいと思います。よろしくをお願いします。

中屋敷 教育長 それでは、以上で第6回の定例教育委員会を終わりたいと思います。

閉会 16:30

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員